

県内の児童生徒・保護者・学校関係者の皆さまへ

～親しき仲にもマスクあり～

感染力が強いインド株が近県で確認されています！



引き続き、感染予防対策の徹底をお願いします。

お願い

緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置地域の延長・拡大が決定し、鳥取県においても、独自の新型コロナ警戒事態宣言を6月20日まで延長することとなりました。N501Y変異株が猛威を奮う中、感染力が強いインド株が近県で確認されています。あなたの命、地域を守るために、感染予防へのご協力をお願いします。県立学校においては、県立学校版感染症予防ガイドライン（R3.5.21改訂）を踏まえ、下記のとおり今まで以上に感染防止対策を徹底していきます。それに合わせ、市町村教育委員会及び私立中・高等学校にも同様の対応を依頼しているところです。

【ガイドラインの主な改訂内容】

- ◆ **基本的な感染対策の徹底（マスク着用、手洗い、咳エチケット、換気 等）**
- ◆ **「密閉」「密集」「密接」をそれぞれ徹底的に回避**
- ◆ **校内掲示等により感染防止対策を注意喚起**
- ◆ **グループワーク、音楽の合唱等感染リスクの高い教科活動は、地域の感染レベルに応じた実施内容を検討**
- ◆ **下校時やイベント等参加時の感染防止対策の徹底について、生徒等に繰り返し指導**

なお、変異株などとても感染しやすいウイルスの場合、今までの予防対策でも感染する場合があります。**マスク着用に加え、十分な距離をとること、こまめな換気など、感染予防対策の徹底をお願いします。**各家庭におかれましても、帰省や旅行、仕事、研修も含め、県境を越えた移動は、必要不可欠な場合を除き、行わないでください。（※山陰両県、兵庫県香美町及び新温泉町との往来は除く。）やむを得ず県外の方と一緒にいるときは、必ずマスクを着用し、会食などの飛沫感染の機会を避ける、密閉・密集・密接の回避など、感染予防の徹底をお願いします。

誰もが、いつでもどこでも感染する可能性があります。患者やその家族、医療従事者の方などに対し、いわれのない差別や偏見、いじめなどを行うことは断じて許されません。自分もいつ感染してもおかしくないと考え、新型コロナウイルス感染症に立ち向かっている患者や医療従事者の方々を思いやり、支えあいの気持ちをもって応援しましょう。

※PCR検査を受けられる場合は、平日はもちろんのこと、休日の場合も必ず学校へ連絡（検査結果の報告を含む）をしていただきますよう、引き続きお願いします。

新型コロナウイルス感染症に関する県内の相談窓口

倦怠感やのどの違和感、発熱、味覚・嗅覚など少しでも違和感を自覚した場合には外出せず、まずはかかりつけ医に連絡しましょう。受診の際は、事前に受診方法等を確認するとともに、マスクを着用し、できるだけ公共交通機関の利用を避けて受診いただくようお願いします。相談先に迷う場合は、「受診相談センター」にご相談ください。

受付時間	受診相談センター連絡先		
9:00～17:15 ※土日祝日含む	(電話) 0120-567-492 (コロナ・至急に)		
	(ファクシミリ) 0857-50-1033		
上記以外の時間	東部地区	中部地区	西部地区
	(電話) 0857-22-8111	(電話) 0858-23-3135	(電話) 0859-31-0029



陽性者と接触歴がある方や接触した可能性があるなどのご心配な場合は、各地区の保健所（接触者等相談センター）にご相談ください。

地区	電話 (8:30～17:15)	ファクシミリ (平日8:30～17:15)
東部 (鳥取市保健所内)	0857-22-5625	0857-20-3962
中部 (倉吉保健所内)	0858-23-3135	0858-23-4803
西部 (米子保健所内)	0859-31-0029	0859-34-1392

【学校教育に関する相談窓口】鳥取県教育委員会事務局体育保健課 0857-26-7527 (平日8:30～17:15)